

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1129号

令和6年度「本山町鳥獣被害対策用品

購入支援事業」

第一種特定鳥獣（ホンシシカ・イノシシ）による農林業被害や自然植生被害の防止を目的とした鳥獣被害対策用品を購入する狩猟者に対し、予算の範囲内で費用の一部を支援します。

【支援対象期間】

令和6年4月1日から令和7年3月31日

【支援事業内容】

▼鳥の購入費の一部支援

【支援対象者】

- ・町内に住所を有し、また当該年度に本山町で鳥獣捕獲許可を受けている者
- ・町税等の滞納がない者

※補助を受けた翌年度から換算して、5年間は再申請不可

【支援金額】

・税抜金額の1/2以内

※1基あたり5千円を上限とする

・1申請につき15基まで申請可能

※捕獲機能が發揮できる一式を1基とする

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班

電話

76—3916

本山町営住宅入居者公募のお知らせ

本山町公営住宅「帰主山団地」の入居者を次のとおり公募します。

【住宅情報】

・所在地：本山町本山2-1-33番地23

・公募戸数：一戸（鉄筋コンクリート造）

・一戸あたりの床面積：約64平方メートル

・間取り：和室（六畳二室）、洋室（六畳一室）、DK（約八畳）、浴室（トイレ）和式水洗、

他

・家賃：1万5400円〜

（所得月額より算定します）

・敷金：家賃三ヶ月分

・共益費：浄化槽及び街灯管理費用等有り

（自治会が集金します）

【入居者の資格】

・居住する住宅に困窮していることが明らかなき者

又はその者と同居している親族がある者。

・所得月額が15万8千円以下であること（ただし高齢者、障害者又は災害による場合は21万4千円以下）。

所得額の計算方法については、所得の種類、家族構成により異なりますので、詳細はお問い合わせください。

・税等の滞納がないこと

・暴力団員でないこと

【申込方法】

役場総務課備付「本山町営住宅申込書」に必要事項を記入し、同居している親族全員の住民票、所得金額の証明書（源泉徴収票の写し等）を添付して、総務課へ提出してください。（Fのの様式ダウンロード）

【申し込み期限】 令和6年6月21日（金）まで
【問い合わせ先】 総務課 電話 76—2223

福祉医療費受給者証（43）の更新申請について

「福祉医療費助成制度」は、ひとり親家庭に対して、医療費の自己負担分を助成し、ひとり親家庭の生活の安定と福祉の増進を図ることを目的としています。現在お持ちの「福祉医療費受給者証（43）」の有効期限は、6月30日までとなっています。7月1日以降、診療の際に医療機関に提出する必要があるため、6月26日（水）までに更新申請をしてください。

【助成対象者】 所得税非課税世帯で母子・父子家庭の親と子、母のいない児童、準母子・準父子家庭（祖父または祖母と孫、兄または姉と弟妹等）です。

【助成内容】 保険診療による医療費（入院、通院、歯科）の自己負担額が助成対象です。入院時の食事療養費については助成対象外となります。

【必要書類】

・福祉医療費受給資格認定申請書

・健康保険証

・令和5年分の源泉徴収票の写し、または確定申告書の控え

※福祉医療費（公費負担者番号43）の助成を受けたい方には、役場から申請書を送付します。詳しくはお問い合わせください。

【問い合わせ先】 住民生活課 電話 76—2115

本山まちなかチャレンジショップの

新規出店者募集のお知らせ

賑わいのあるまちづくりを目指して、令和5年度より本山まちなかチャレンジショップをスタートしています。店舗区画とコンテナ区画の2種類があり、コンテナ区画の募集を行います。

【募集要件】

- ・満20歳以上の個人及びグループ、法人
- ・将来的に本山町内での出店又は開業の意思があること
- ・チャレンジショップ契約期間中の継続的な店舗運営が見込まれること
- ・地域住民や商店街とのコミュニケーションを通じて商店街の活性化を目指すもの
- ・商業活動、地域の活動に意欲的であること
- ・衛生的かつ安全に事業を行うこと
- ・取り扱う商品やサービスが法律に違反していないこと
- ・許可が必要なる業種・事項は、出店までご取得済みこと

※その他については募集要項をご確認ください。

【出店期間】

オープンからのヶ月間
(町内空き店舗等で開業するための準備がある場合は、最長1年のヶ月間まで延長可)

【営業日数】

原則、週4日以上かつ1日の時間以上の営業をすべし

【出店者の負担費】

店舗利用料(水道料、電気料は含みません。別途実費を徴収いたします。)

※その他については募集要項をご確認ください。

【店舗面積】

コンテナ区画 約26㎡

※店舗区画については本山町商工会へお問い合わせください。

【月額使用料】

飲食・食品製造販売の場合1万円、小売り・サービスの場5000円

【応募方法】

応募資料をご請求もしくは本山町ホームページ、本山町商工会ホームページからダウンロードのうえ、出店申込書、事業計画書に必須事項を記入して、本山町商工会へ提出ください。

【選定方法】

チャレンジショップ運営委員会でご応募書類の審査と面談を行い、後口審査結果を通知します。

【問い合わせ先】

本山町商工会 電話 76-21600

「本山町営農継続総合対策事業」

1つ1つ

物価高騰等の影響を受ける農業経営において農業経営体の営農継続を支援するため、農業用機械修繕費、種田購入費、花粉交配に必要な経費、化学肥料及び化学合成農薬低減のための経費などの一部を支援します。

【支援対象者】

次のいずれかの基準以上に該当する方

- ①経営耕地面積30a
- ②露地野菜作付面積15a
- ③施設野菜栽培面積500㎡
- ④果樹栽培面積10a
- ⑤露地花卉栽培面積500㎡

⑥施設花卉栽培面積2500㎡

⑦牛飼育頭数1頭

⑧1年間の農産物販売額50万円
(特用林産物を含む)

⑨農作業受託者

【支援事業内容】

◆農業用機械修繕支援

令和6年4月から令和7年3月31日までの間に修繕を行った機械2台の修繕費用(税抜)の1/2以内(支援対象者あたり2万円が上限)

◆花卉園芸継続支援

令和6年度に収穫を行う種田購入費、化学合成農薬低減経費及び花粉交配に必要な経費(税抜)の1/5以内(支援対象者あたり10万円が上限)
※各支援事業への申請は、支援対象者あたり1回までとなります。

【申込締切日】

◆農業用機械修繕支援 令和7年3月31日

◆花卉園芸継続支援 令和7年1月31日

【申請書について】

本山町ホームページに掲載しておりますので、ダウンロード、記入の上、まちづくり推進課へ提出ください。

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班

電話 76-30916

本山町住宅用太陽光発電設備等推進 事業費補助金【二次募集】について

本山町は、地域資源である太陽光を活用し、2050年カーボンニュートラル実現に向けたCO2の削減の取組を推進するため、自家消費を行う太陽光発電設備の導入促進を図ることを目的に、発電システム及び蓄電池設備の導入に要する経費の一部を補助します。

【補助対象】

次の①②の両方もしくは、既に太陽光発電設備を設置している住宅に、新たに②を設置する場合。

①住宅用太陽光発電設備設置

太陽光発電設備を導入する経費（工事費を含む）

②住宅用蓄電池等設備設置

蓄電池設備を導入する経費（工事費を含む）

※①のみの申請は不可。

【補助対象者】

・自らが居住している町内の専用住宅（一戸建て住宅又は共同住宅）又は町内に居住を予定し、新築又は改築する専用住宅に発電システム及び蓄電池設備を設置する個人

・電力事業者と電力供給契約を締結していること

・県税及び町税を滞納していないこと

【補助金額】

①住宅用太陽光発電設備設置の場合

発電システムを構成する太陽電池モジュールの最大出力値（キロワット単位）×4万円

※千円未満切捨て

※1件当たりの上限額は税込みで20万円とする

②住宅用蓄電池等設備設置の場合

蓄電池設備容量（キロワットアワー単位）

×4万円

※千円未満切捨て

※1件当たりの上限額は税込みで40万円とする

★①②ともに、国その他補助金等の収入がある場合は、その額を控除する（千円未満切捨て）。

【申込締切日】

令和6年8月30日（金）

【申込み・問い合わせ先】

申請書類の様式及びデータは本山町ホームページ及び政策企画課に備え付けてあります。
政策企画課 電話 76-3915

令和6年度新規事業

「本山町特殊詐欺対策普及事業」

増加・多様化する特殊詐欺の被害を未然に防止することを目的として、予算の範囲内において特殊詐欺対策の経費の一部を補助します。

【支援対象期間】

令和6年4月から令和7年3月31日

【補助対象者・世帯】

町内に住所を有し、申請時に申請者及び同居者を含め、65歳以上の者のみで構成された世帯であること

【補助対象】

町内の事業所等で購入する左記の器具
①自動着信前警告機能及び自動録音機能の両方を備えた固定電話機

②録画機能を備えたドホン

【補助対象経費】 器具購入費、取付け費

【補助率】

税抜金額の9/10（2万円千円を上限とし、補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額とする。）

※交付決定を受けてから購入してください。

【申込み・問い合わせ先】

申請書類の様式及びデータは本山町ホームページ及びまちづくり推進課に備え付けてあります。
まちづくり推進課 産業振興班 電話 76-3916

「食品加工業継続支援事業補助金」

の募集について

町内で地域の伝統的な食文化や特産品の製造・販売を守ることを目的とし、補助事業者が食品衛生法第55条第1項に基づき許可を取得し、引き続き事業を継続するための施設及び機器の整備等を行う事業者に対して、予算の範囲内で補助金を交付します。

【補助対象者】

町内に事業所を有する食品加工事業者、地域団体・グループ等

【補助要件】

補助事業を行う施設で営業を行う者が、法に基づき営業許可業種（漬物製造業、水産製品製造業、複合型冷凍食品製造業、複合型菓子・お菓子製造業、液卵製造業、食品小分け業）を営む事業者であること。
※法施行（令和3年6月1日）以降、新たに営業を開始する事業者を除く。

【補助対象経費】

①建物の建築・改修、構造物の整備・改修に要する経費

②機器等導入費

【補助金額】

補助対象経費の10/10
（補助対象者あたり100万円を上限とする）

【申込み締切日】 令和6年7月31日（水）

【申込み・問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班 電話 76-3916

本山町小規模林業者等

支援事業補助金について

小規模林業者等の経営支援、地域産材の生産体制に係る安全確保及び新規就業者等促進支援のため、保護衣及び安全靴を購入する経費に対し、補助金を交付します。

【補助対象者】

- 次に掲げるいずれにも該当する小規模林業者等
 - ・ 町内に住所を有し、町内に山林を所有している自伐林家、または町内の山林で所有者等により委託を受け施業や経営を行う自伐型林家
 - ・ 過去5年以内に左記のいずれかの実績があり、今後も継続して実施する者
 - ① 木材出荷
 - ② 間伐等の施業
 - ③ 森林組合等の作業班員としての臨時的雇用
 - ・ 町内に住所を有し、納期限の到来している町税を完納している者

【補助対象経費】

- 次に定める保護衣及び安全靴の購入経費
- ・ 保護衣：前面にソーチーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っている日本工業規格（JIS）T8152-2に適合するもの又は同等以上の性能を有するスボン及びチャップス等
- ・ 安全靴：つま先、足の甲部、足首及び下腿の前半分に、ソーチーンによる損傷を防ぐ保護部材が入っている日本工業規格（JIS）T8152-3に適合するもの又は同等以上の性能を有する履物。

※安全靴のみの購入経費は補助対象となりません
 ※対象経費は税抜、補助金額は千円未満の端数切捨
 て

【補助金額】

対象経費の1/2、上限2万5千円

※補助金額が千円に満たない場合、補助対象外

【申請方法】

「本山町小規模林業者等支援事業補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入の上、次の提出書類を添えて、まちづくり推進課産業振興班までご提出ください。

※申請書類の様式はホームページ及びまちづくりの推進課にあります。

【提出書類】

- ・ 過去5年以内に次のいずれかが確認できる書類
 - ① 木材出荷実績
 - ② 間伐等施業実績
 - ③ 臨時的雇用
- ・ 補助対象経費の支払証拠書類（領収書等）
- ・ 通帳等の口座名義人（フリガナ）記載部分の写し
- ・ 町税完納証明書
- ・ その他町長が必要と認める書類

※当該年度に申請できる回数は、1人1回まで

【問い合わせ先】

まちづくり推進課 産業振興班 電話 76-3916



令和6年度まきくじ桜寄贈事業について

令和6年度まきくじ桜寄贈事業について、公益財団法人日本まきくじの会から案内がありましたので、希望される団体は左記により申請をお願いします。

【事業目的】

日本の花と言われる樹木であるまきくじを寄贈し、その桜を植栽、育成、保存により豊かな自然環境生活環境の保全、向上を目的とします。

【寄贈要件】

- ・ 申請者は、手入れ保全体制が整備されており、まきくじ桜を植栽、手入れ、保存し、自然環境・生活環境の保全を目的とする公益活動団体等であること
- ・ 植栽地は、まきくじを植栽し自然景観をより向上させ、将来まきくじの名所になり得る所
- ・ 寄贈物件の「事業表示石碑」の設置、「品種表示板」の取付を完全に遂行すること
- ・ 植栽完了後必ず「完了報告書」を提出すること

【寄贈品種および数量】

- ・ 寄贈品種：ヤマザクラ、オオヤマザクラ、オオシマザクラ、カンヒザクラ、ソメイヨシノ、シタシザクラ、その他サトザクラ類
- ・ 寄贈数量：1箇所あたり50本以上
- ※品種・数量については日本まきくじの会と申請者が協議して決定します。

※本事業は50本以上が適切に植栽されることが必須です。

【提出期限】令和6年7月26日（金）

【申請・問い合わせ先】

申請書類の様式はまちづくり推進課にあります。
 まちづくり推進課 産業振興班 電話 76-3916